

旧唐津銀行 利用規約

この規約は、唐津市旧唐津銀行（以下「旧唐津銀行」という。）の指定管理者である旧唐津銀行運営 唐津観光協会・ぴ〜ぷる共同事業体（以下「本共同事業体」という。）が、唐津市旧唐津銀行条例第3条に規定された施設のうち、多目的ホール及びその他附属施設の利用に関する事項を定める。

（利用目的）

第1条 施設は、唐津市旧唐津銀行条例及び唐津市旧唐津銀行条例施行規則に基づき、講演会、写真展、展示会、発表会、コンサート、会議、ワークショップなどの目的で利用することを原則とする。ただし、本共同事業体の代表者（以下「代表者」という。）が認めるときはこの限りではない。

（利用申請）

第2条 施設を利用する場合は、利用許可申請書（唐津市旧唐津銀行条例施行規則第1号様式）を利用日の6ヶ月前から利用日の前日までに本共同事業体事務局（以下「事務局」という。）に提出をし、代表者の許可を得なければならない。

- 2 前項の事務局とは、一般社団法人唐津観光協会とする。
- 3 利用申込方法については、代表者が別に定める。
- 4 その他付属施設の利用申請についても、第1項に規定された利用許可申請書で申請するものとする。

（利用許可）

第3条 前条により利用の申込みがあった場合は、事務局は内容を確認の上、代表者がその許否を決定する。

- 2 代表者は、施設利用を適当と判断した者に利用許可書（唐津市旧唐津銀行条例施行規則第2号様式）を交付する。
- 3 その他附属施設の利用許可についても、前条第4項と同じく利用許可書を交付する。

（利用権利の譲渡等の禁止）

第4条 施設利用の許可を得て施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（利用許可の取消等）

第5条 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはおそれのあるときは、代表者は利用者に対して利用の取消、中止、変更又は制限（以下「取消等」という。）をすることができる。

- (1)利用目的に反したとき。
 - (2)本共同事業体の指示に従わないとき。
 - (3)本共同事業体の管理上又は運営上不適当と認めるとき。
- 2 前項の許可の取消等により生じる損失については、本共同事業体はその責任を負わないものとする。

（利用日・時間の変更及び取消）

第6条 利用者が利用許可を受けた後に利用日時の変更をする場合は、利用状況を確認した上で変更可能な場合のみ受け付けるものとする。

- 2 利用者が利用許可を受けた後に利用の取消をする場合は、原則として納付済の利用料の返還は

しない。ただし、本共同事業体が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

3 第1項、第2項に規定した手続きについては、代表者が別に定める。

(利用時間)

第7条 施設の利用時間は、原則として9時から18時までとする。ただし、代表者が認めるときはこの限りではない。

2 利用者は、原則として利用許可を受けた時間のみ利用できる。ただし、次の利用者に支障がない場合のみ、18時までを限度とし利用時間の延長ができるものとする。

3 前項の規定により、利用時間の延長をする場合は、利用者は別途超過分の利用料を支払わなければならない。

4 第2項の利用者の利用時間は、準備及び原状回復、確認時間を含む。

(利用料・減免及び支払)

第8条 1時間あたりの利用料は別表第1のとおりとする。ただし、本共同事業体が必要と認めるときは、利用料の減額又は免除することができる。

2 前項の利用料の減免の額は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)唐津市または教育委員会が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額

(2)唐津市または教育委員会が後援する行事に利用するとき 5割相当額

(3)その他本共同事業体が必要と認めるとき 代表者が定める額

3 利用料の減免を受けようとする場合は、使用料減免申請書(唐津市旧唐津銀行条例施行規則第3号様式)を提出しなければならない。

4 代表者は、減免申請を許可した場合は、使用料減免許可書(唐津市旧唐津銀行条例施行規則第4号様式)を交付する。

5 利用料は、利用許可書の交付後に本共同事業体が送付する請求書により、原則として、利用日の2日前までに事務局に支払わなければならない。

(無料貸出備品)

第9条 施設を利用するときに無料で利用できる備品については、別表第2のとおりとする。

2 無料貸出備品の使用を希望する場合は、利用申請時に申し出るものとする。

(禁止事項・その他注意事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守し、内容を理解した上で利用申請をしなければならない。

(1)利用申請者以外の利用はしない。

(2)利用申請時に提示された使用用途以外での使用はしない。

(3)未成年のみの利用はできないため、保護者及び責任者が同伴する。

(4)暴力行為、反社会的行為、ハラスメント行為、及びそれらに準ずる活動はしない。

(5)音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす行為をしない。

(6)引火性のものや凶器などの危険物の持ち込みはしない。

(7)館内及び駐車場を含む施設内での喫煙はしない。

(8)利用に伴う人身事故及び持ち込んだ物品、展示品等の盗難・紛失・破損事故などのすべての事故について、本共同事業体は一切の責任を負わない。

(9)当施設全体の備品及び設備、建造物を破損または紛失させた場合は、当該損害額及びそれによって生じた損害額相当の賠償請求に応じる。

- (10)地階レンタルスペース内は飲食物の持ち込みを可能とする。
- (11)利用時に出たゴミなどは各自で持ち帰る。
- (12)事前の搬入などは予約状況を考慮し、相談のうえ決定する。
- (13)利用時に関係各所への届出が必要な場合は、利用者が責任をもって手続きを行う。
- (14)上記禁止事項及び注意事項に反する行為が発覚した場合、即座に利用中止となる場合がある。
- (15)その他管理運営上、不適格と認められる場合は利用をお断りすることがある。

(細則)

第11条 この規約に定めるもののほか、旧唐津銀行の利用に関して必要な事項は、代表者が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関連）

区分	9時～18時	18時以降
1階多目的ホール	1,000円	1,250円
地階ホール	800円	
地階小部屋	500円	
延長料金は1時間あたり同額とする		
駐車場料金 1時間以内100円 以降60分あたり100円		

別表第2（第9条関連）

机（角机・長机）
椅子（丸背・スチール）
プロジェクター
スクリーン
電源ドラム
スピーカー（ワイヤレスマイク・受信機含）
マイクスタンド
TVモニター
パーテーション
薄畳（たたみ）